

参考資料 2

科学技術・学術審議会 情報委員会
情報科学技術分野における戦略的重要研究
開発領域に関する検討会（第1回）
令和6年4月24日

情報委員会の概要

1. 設置の経緯

平成31年3月13日科学技術・学術審議会第62回総会にて、情報科学技術に関する研究開発計画の作成等、幅広い観点から調査検討を行うため、情報委員会を設置することが決定された。

2. 調査事項

科学技術及び学術の振興を図るため、情報科学技術や研究DX・オープンサイエンスの推進のために必要な方策等について、幅広い観点から調査検討を行う。

（令和5年3月23日科学技術・学術審議会決定）

3. 情報委員会の構成等

- （1）審議会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。（科学技術・学術審議会運営規則 第6条第1項）
- （2）委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。（科学技術・学術審議会運営規則 第6条第2項）
- （3）委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから会長の指名する者が、これに当たる。（科学技術・学術審議会運営規則 第6条第3項）
- （4）以下の下部組織を置く。

下部組織の名称	調査審議事項
情報科学技術分野における戦略的重要研究開発領域に関する検討会	情報科学技術分野において戦略的に重要な研究開発領域の動向及びそれらを踏まえて国が講ずべき取組等に係る事項について

（令和6年1月25日科学技術・学術審議会情報委員会決定）

4. その他

- （1）委員会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、下部組織を置くことができる。（科学技術・学術審議会情報委員会運営規則 第2条第1項）
- （2）下部組織に主査を置き、当該下部組織に属する委員等のうちから委員会の主査の指名する者が、これに当たる。（科学技術・学術審議会情報委員会運営規則 第2条第4項）
- （3）下部組織の主査に事故があるときは、当該下部組織に属する委員等のうちから下部組織の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。（科学技術・学術審議会情報委員会運営規則 第2条第8項）
- （4）下部組織の主査は、下部組織における調査の経過及び結果を委員会に報告するもの

とする。(科学技術・学術審議会情報委員会運営規則 第2条第9項)

- (5) 前各項に定めるもののほか、下部組織の議事の手続その他下部組織の運営に関し必要な事項は、下部組織の主査が下部組織に諮って定める。(科学技術・学術審議会情報委員会運営規則 第2条第10項)